契約条項 P-5893(2)_210118

ネットワークストレージ(NAS)導入パック

1. 甲は、「ネットワークストレージ（NAS）導入パック」（以下本サービスという）を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

2. 本サービスの対象機器（以下対象機器という）は、NAS（Network Attached Storage）の製造事業者が動作保証する、次の機器各1台とします。
   ① NAS
   ② NASに接続するUSB外付HDD
   ③ UPS（無停電電源装置）

3. 乙は、本サービスの対象機器所定のユーザーマニュアルに従い、次の各号の作業を実施します。
   (1) 対象機器の開梱および設置
   (2) LAN接続
   (3) NASの設定（ネットワーク,RAID構成,USB外付HDD,UPSの設定、ユーザー/グループ作成（各10個まで）、共有フォルダー作成（10 個まで）、フォルダアクセス,バックアップの設定）、Working Folder 連携設定（該当機器のみ）
   (4) 接続検証用クライアントPC1台の設定（管理ツールのインストール、ショートカット作成）
   (5) NASへの接続確認
   (6) NASの環境設定情報のファイル保存または環境設定画面の出力
   (7) UPS電源異常時の動作確認
   (8) バックアップの動作確認

4. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。ただし、前項の甲による調達が未完了の場合、乙はその責を負わないものとし、甲は直ちに当該調達を完了するものとします。

5. 本サービスは、次の各号の事項がすべて確認できたときに完了とし、甲は終了確認証を乙へ提出するものとします。
   (1) 接続検証用クライアントPCから共有フォルダーへのアクセス
   (2) UPSが正常に動作すること
   (3) バックアップが正常に動作すること

6. バックアップデータは、NASの標準機能による設定とし、バックアップデータの正常性は、甲の責任で確認するものとします。

7. 前項の定めは、本サービス完了後も有効に存続するものとします。

8. 本サービスを完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙に本サービスの料金を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。

9. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上